- 主 文 1 被告は、原告に対し、金1502万0889円及び内金1302万0889円に対する平成14年6月18日から 支払済みまで年6分の割合による金員、内金200万円に対する同年9月8日から支払済みまで年5分の割合による金 員を支払え。
- 原告は, 被告に対し、金281万6540円及びこれに対する平成14年11月30日から支払済みまで年5分の 割合による金員を支払え。
- 3
- 原告のその余の本訴請求及び被告のその余の反訴請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は、本訴、反訴を通じ、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。 本判決は第1、第2項に限り、仮に執行することができる。
- 事実及び理由

請求 第1

本訴 1

・被告は、原告に対し、金1758万4891万円及び内金1378万6166円に対する平成14年6月18日から、内金300万円に対する同年9月8日から各支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

原告は, 被告に対し、金895万6215円及びこれに対する平成14年11月30日から支払済みまで年5分の割 合による金員を支払え。 第2 事案の概要 本件本訴請求は、被告

第2 事案の概要 本件本訴請求は、被告の従業員であった原告が、被告を退職したとして、被告に対し、退職金、未払賞与、未払給与、未精算金など合計1458万4891円の支払を求めるとともに、被告の違法行為により退職を余儀なくされたことなどにより精神的損害を被ったとして不法行為に基づき慰謝料300万円の支払を求めたのに対し、被告は、原告には懲戒解雇事由が存在し、同人を懲戒解雇したのであるから、被告には何らの支払義務はないなどと反論している事案である。本件反訴請求は、被告が、原告に対し、原告の職務懈怠行為により被告の顧客に対する債権が回収不能になったとしてこれによって被った損害813万9675円及び貸金(仮払金の未精算金)81万6540円の合計895万6215円の支払を求めたところ、原告は支払義務はないとして争っている事案である。

(1)当事者

、被告は、「各種機械設備の設計・製作・施工を業とする株式会社である。 原告は、昭和47年3月27日、被告に入社し、遅くとも平成11年以降、被告東京本社営業1部営業3課長の地位 :あった<u>(但し、営業3課は原告1人しか配置されておらず、原告の下に部下はいなかった)</u>。 にあった (値し.

原告の待遇等

(2) 原告の待遇等 原告は、平成14年6月10日時点で勤続30年3か月であり、本給は月額34万4500円であった。 (3) 退職の申入れ、懲戒解雇処分 ア 原告は、平成14年5月31日、被告に対し、同年6月10日付で退社する旨の意思表示をした。 イ 被告の就業規則94条2号(以下「本件就業規則」という)は、従業員が、再三注意したにも拘わらず業務に対する熱意誠意がなく怠慢な者に該当するときは、懲戒解雇に処する旨規定している(乙2)。 ウ 被告は、平成14年6月6日、原告に対し、「在職中、売掛金の早期回収・滞留売掛金の処理促進について、再三注意を受けていたにもかかわらずに実行せず、多大な損害を会社に与えたと同時に、会社の信用を著しく失墜した」として本件就業規則94条2号に該当することを理由に、同日をもって懲戒解雇とする旨の意思表示をした(以下「本件懲戒解雇」又は「本件懲戒解雇则公」という)。 (4) 退職任金規約 従業員退職金支給規程

退職年金規約,従業員退職金支給規程

ア 被告の退職年金規約31条、従業員退職金支給規程8条2号(以下、それぞれ「退職年金規約」、「退職金支給規程」という)によれば、被告は、懲戒解雇された従業員に対しては、退職年金の一時金、退職金を支払う必要がない旨規定している(甲1、2、乙36)。イ 中途退職年金の一時3名(15年) 金額

- 7)
- 7/1 退職年金規約15条によれば、①被告は年金の給付を受けるべき者が年金の一時払を希望する場合は、年金にかえて一時金を支給することができること、②一時払金の給付額は、年金月額に保証期間の残余期間に見合う規約添付別表7に定める年金現価率を乗じた額とする旨規定している。そして、退職年金規約9条2項によれば、退職年金の給付期間は全期間保証付10年有期と規定しているところ、規約添付別表7によれば、平成14年6月時点での10年の年金現価率は92、70960と規定している。(乙36)
- 年金現価率は92.70960と規定していることで、成形派刊別表7によれば、平成14年6月時点での10年の年金現価率は92.70960と規定している。(乙36) (ウ) 退職年金規約33条によれば、退職年金算出における基準給与とは会社の賃金規則による本給の2分の1と規定しており、原告の平成14年6月の基準給与は17万2250円(34万4500円÷2=17万2250円)であった。(円1111102700)
- れることなく) 中途退職年金の給付月額(退職年金規約13条2項)

別表2につき

- 7万2250円×0. 1628=2万8042円
- 別表3につき
- 17万2250円×0.1632=2万8111円
- 別表5につき
- 17万2250円×0. 1632=2万8111円
- -時払による場合の給付額(退職年金規約15条2項)
- 別表2につき
- 2万8042円×92.70960=259万9763円
- 別表3につき
- 2万8111円×92.70960=260万6160円
- iii 別表5につき 2万8111円×92.70960=260万6160円
- -時払による場合の給付合計額
- 781万2083円(259万9763円+260万6160円+260万6160円=781万2083円)

- 退職金の規定,

- ウ 退職金の規定、金額 (ア) 退職金支給規程 4 条によれば、被告は退職する従業員に対し基本退職手当を支給すること、基本退職手当は退職時の本給の 2 分の 1 に勤続年数を乗じた金額とする旨規定している(甲2)。 (イ) 退職金支給規程 5 条によれば、10年以上勤続の退職者には、基本退職手当と同額の特別加給金を支払う旨規定している(甲2,以下、中途退職年金一時払金、基本退職手当、特別加給金を併せて「本件退職金」という)。 (ウ) 退職金支給規程 14 条によれば、①退職年金規約により退職年金の給付を受ける者については、その給付額(年金の場合は年金現価相当額)を本規程により計算される退職金総額より控除して支給すること、②ただし、退職年金規約から支給される規約添付の別表 1 及び別表 2 に基づく給付についてはこの限りではない旨規定している(甲2)。 (工) 前記イ及びウの(ア)ないし(ウ)によれば、原告が平成 1 4 年 6 月 1 0 日に被告を退職したとすると(本件で、本人を選集されることなく)、原告の受領すべき基本退職手当及び特別加給金の合計額は、次のとおり5 2 0 万8 8 0 6 円となる。
- ではなる。 a 基本退職手当(退職金支給規程4条) 34万4500円×0.5×30年3か月(30.25)=521万0563円 b 特別加給金(退職金支給規程5条) 34万4500円×0.5×30年3か月(30.25)=521万0563円

- 控除, 合計額(退職金支給規程14条)
- 521万0563円×2-260万6160円×2=520万8806円
- 請求 (5)
- 。 原告は、平成14年6月17日、被告に対し、退職に伴う本件退職金の支払を請求した(甲9の1及び2)。 争点
- (1) 争点1 本件懲戒解雇は有効か(本件退職金支払請求権の有無一本訴請求の抗弁)。

【被告の主張】

- 【被告の主張】 ア 原告は、遅くとも平成11年以降、被告東京本社営業1部営業3課営業課長の職にあった者であるが、別紙「営業一部営業三課客先別未請求及び回収不能額内訳表」(以下「別表」という)記載のとおり、同表「客先」欄記載の顧客18社が被告に発注した工事(その明細は同表付属資料記載のとおり)につき、同表「請求金額」欄記載の2134万1500円の請負代金請求を怠り、その結果、被告は、「回収金額」欄記載の1320万1825円しか回収できなかったことにより、同表「回収不能金」欄記載のとおり813万9675円の損害を被った。イ 被告が前記アのような損害を被ったのは、原告がその担当する顧客先18社に対し、請求書の提出を怠ったことが原因である。もとより、被告は、原告担当案件の請負代金回収率が極端に悪かったことから、原告に対し、再三にわたり請負代金の回収を急ぐように督促し続けていた。これに対し、原告は、その都度、現在交渉中であるとか、平成〇〇年××月△△日までには入金予定であるとか虚偽の弁明を続けていた。ウ 前記ア、イの原告の行為は、本件就業規則94条2号に規定する「再三注意したにも拘わらず業務に対する熱意誠 するに該当するので、被告は、平成14年6月6日、原告を懲戒解雇に処した。 本件懲戒解雇処分が懲戒権の濫用であるとの原告の主張は争う。

【原告の主張】

- 【原告の主張】 ア 被告の主張のうち、被告が原告を懲戒解雇するとの意思表示をしたことは認めるが、その余の事実は否認する。 イ 被告は、原告に著しい職務懈怠があったことをもって懲戒解雇事由とするが、原告にはそのような著しい怠業はなかった。原告は、一人の部下もいない被告東京本社営業1部営業3課の課長として、契約の受注活動、新規及び修理費用の見積、それらの価格交渉、設備仕様の決定をして設計又は施工を担当する部署につなぎ、更に工事完了書が出てきた後に再度の価格交渉、代金の請求及び回収を行うという過重な業務を単独で行ってきた。ことに毎年3月期には、被告自身の決算期と顧客である官公庁等の決算期が集中することもあり、原告は一時期に大量の事務処理を余儀なくされる。こうした中で、原告が時機を失したり失念したりして顧客に対する請求漏れを生じさせたことは事実であるが、それらない
- たらない。 ウ 原告! ウ 原告は、本件懲戒解雇を受けるまで被告から何らの懲戒処分を受けたことがないこと、原告は被告から被告の主張する顧客に対する請求及び集金漏れが懲戒解雇事由となる旨の警告を受けたことがないこと、被告は原告をリストラしその退職金によって未収金損失を填補することを企図していたこと等の事実に照らすと、本件懲戒解雇処分は懲戒権のというべきである。
- 争点2 被告は原告に対し回収不能となった債権について損害賠償請求をすることができるか(反訴請求原 因)

- 【被告の主張】 ア 争点1についての【被告の主張】ア記載のとおり、被告は、別表記載のとおり813万9675円の債権が回収不能になり、同額の損害を被った。 イ 原告は被告の従業員として、業務遂行の必要から被告が原告に発する指示・命令に従う義務がある。本件に即していうならば、原告は被告が予め示した手順(工事が完了したら、速やかに、被告に対しては受注伝票を作成して売上げを計上しつつ、顧客に対しては請求書を発行して請負工事代金の請求を行うこと)に従って、顧客に対し、請負工事代金の請求を行う義務を負っている。しかるに、原告は、かかる義務に違反して、顧客に対し、請負工事代金の請求手続きまた。
- を 怠っ*†* ウ 前記 前記アの債権回収不能の事態は、原告の前記イの債務不履行により発生したものであるから、原告はこれを賠償す る義務を負っている。

【原告の主張】

- ア 被告の主張アは争う。債権回収が不能になったのは、被告が顧客に対し大幅な値引きをしたからである。被告は、原告が退職した後、原告に対し、値引き分を損失として損害賠償請求する方針を固めたことにより、初めて顧客に対し このような大幅な値引きをしたのである。
- このような人情な値与さをしたのである。 イ 被告の主張イは争う。 原告には被告の主張するような職務懈怠はない。原告は、被告に対し、雇用契約に基づき、顧客に対する請負工事代金を完全に回収する義務までは負っていない。顧客からの債権回収が難行したのは、多くの場合、工事完了後も顧客が値引きを求め、原告が独断でそれに応じる権限がなく、上司であるP1取締役部長(以下「P1部長」という)に相談すると、値引きは認めない、どうしても顧客が支払わないのであれば値引分は自分で負担しろ等いわれたからである。被告が生の表表は長く
- 一被告の主張ウは争う。 3) 争点3 原告は被告に対し退職を余儀なくされたこと等により精神的損害を被ったとして300万円の慰謝料 (3) 争点3 原告は被告に対し退職を余負請求をすることができるか(本訴請求原因)。 【原告の主張】
- ・原告は、被告によるいわれのない本件懲戒解雇処分、被告自身の未収売上債権を一従業員に過ぎない原告に肩代わり させようとする被告の態度、原告がストレスによる冠状動脈不全狭心症(冠攣縮性狭心症)を発症するほどの過重労働

を課し、原告の生命すら危うくさせ、それにもかかわらず原告が出社すると偽病を疑い、まだ病気が完治したわけでもない原告をいたわるでもなく、再び過重勤務を強いた被告の対応等により、原告は多大な精神的損害を被った。原告が被った精神的損害の額は300万円を下るものではあり得ない。

【被告の主張】

原告の主張は争う

アー原音の主張は乗り。 イ 本件懲戒解雇処分は相当であり、また、被告は原告に対し過重な労働を課していないし、原告も過重な労務に服していない。原告は、冠攣縮性狭心症には罹患していないか、罹患していたとしても、およそ、会社を休まなければならないほどのものではなく、ましてや、会社を退職せざるを得ないほどの重篤なものではなかった。 (4) 争点4 従業員の営業活動経費に関し、原告は被告に対し未精算金を請求することができるか、逆に、被告は 原子に対し、仮払金の返還を請求することができるか(本訴請求原因、反訴請求原因)。

【原告の主張】

、原告は、被告から、平成13年度における営業活動経費として57万5900円の仮払を受けた。 しかし、原告が、平成14年5月末日(退職)までの間に実際に費やした営業活動経費は60万5425円であっ したがって、原告は、被告に対し、被告の営業のために立て替えたまま精算を受けていない未精算金2万9525 円(60万5425円-57万5900円=2万9525円)の支払請求権を有している。なお、原告は、病気のため、平成14年3月末日までに同13年度の営業活動経費の仮払金の精算をすることができず、同年5月に出社した際、その精算を申し出たが、被告は、申告期限を経過していることを理由に、精算を拒否した。原告の病気欠勤を考慮すると、被告は、平成14年5月の時点で、原告の同13年度の営業活動経費の仮払金の精算に応じる義務を負ってい

被告の主張イ、ウは認める。

【被告の主張】

エ したがって、被告は、原告に対し、平成12年度及び同13年度の営業活動経費の仮払金81万6540円(56万5640円+57万5900円-32万5000円=81万6540円)の返還を求める。 (5) 争点5 原告は被告に対し平成14年度夏季賞与の支払を請求することができるか(本訴請求原因)。

【原告の主張】

被告は、毎年、従業員に対し、前年11月から当年4月までの査定期間の稼働状況に応じた夏季賞与を6月に支給 していた。

るで、原告は、平成13年12月には、被告から48万円の賞与の支給を受けた。原告は、被告において、平成13年11月から同14年4月まで稼働していたが、同期間中の原告の成約実績等に鑑みれば、同14年6月にも同13年12月の支給額と同額かそれ以上の賞与が支給されるはずであった。

したがって、原告は、被告に対し、平成14年度夏季賞与として、少なくとも48万円の支払請求権を有してい Š

【被告の主張】

原告の主張アのうち、被告の夏季賞与の支給時期が6月であることは否認し、その余は認める。夏季賞与の支給時

が成年である。 期は毎年である。 期は毎年である。 ボース・ 明は毎年である。 イ 原告の主張イのうち、原告が平成13年12月に被告から48万円の賞与の支給を受けたこと、同人が同年11月 から同14年4月までの間稼働していたことは認めるが、その余は否認する。 ウ 原告は、平成14年6月6日をもって被告から本件懲戒解雇されており、同年度夏季に支給される賞与の受給権を

。 ウ 原告は、Pi 有していない。

争点6 (6) 原告は被告に対し平成13年度の給与減額分の支払を請求することができるか(本訴請求原因)。 【原告の主張】

でが設定は、平成11年4月以降、管理職従業員の給与を一律10%カットし、また、同12年4月以降は7%カットしているが、この月々の給与のカット分は翌年8月に各従業員に対してまとめて支給するのが慣例となっていた。 イ 原告の平成13年の本給は月額金34万4500円であったが、前記アのカット率に従って月々の支給額は32万 0400円であった。この結果、平成13年度1年分である28万9200円 { (34万4500円-32万0400円) ×12=28万9200円} が未払のままである。 ウ、よって、原告は、被告に対し、給与減額分28万9200円の支払請求権を有している。

【被告の主張】 ・被告が、過去に、管理職従業員の給与の一部をカットしたこと、カットしつつもその分を翌年増額支給したことがあることは認めるが、被告にそのような慣例があるわけではない。

なお、平成13年度の給与のカット分を翌14年8月に支給したということも事実としてない。 3 争点に対する判断

第3 年底に対するでは、 1 争点 1 ないし 3 について 争点 1 ないし 3 (本件懲戒解雇処分の有効性の有無、被告の原告に対する損害賠償請求の成否,原告の被告に対する 慰謝料請求の成否) は、相互に関連しており、重複する認定事実も多いので、一括して検討することにする。 (1) 認定事実

(1) 記足事夫 前記争いのない事実等, 証拠(甲3の1ないし7, 同4, 5, 7, 8, 13, 17, 18, 乙3, 4の1及び2の各 1, 2, 同5の1, 同5の2及び3の各1, 2, 同6の1及び2の各1, 2, 同7の1及び2の各1, 2, 同8, 9の 1及び2, 同13の3及び4, 同14ないし26, 32の1及び2, 同32の3の2, 同33, 35, 証人P1, 原告 本人)及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる(なお, 認定に供した主要な証拠等は各項の末尾に掲記し た)

被告の組織、原告の職務内容

ア 被告の組織、原告の取物内谷 (ア) 被告は、船舶及び陸上の冷凍設備、空調設備を設計、施工している資本金1億円の株式会社であり、従業員数は約230名である。被告には東京本社(現在は東京事務所)があり、そこでは約40名が働き、全体をP2専務が統括し、取締役としてP1部長が営業1部を、P3部長が営業2部を担当していた。東京本社営業1部は営業1ないし4課、営業サービス課から構成されており、P1部長は、平成11年10月ころ東京本社営業1部長に就任した。(乙35,証人P1【1ないし3頁、60頁】、弁論の全趣旨)

- (イ) 原告は、昭和47年3月27日、被告に入社し、遅くとも、P1部長が東京本社営業1部長に就任する前(遅くとも平成11年10月前)から、営業1部営業3課長の地位にあった。原告の下に部下はおらず、原告は一人で、営業職として、請負契約の受注活動、新規及び修理費用の見積、それらの価格交渉、設備仕様の決定をして設計又は施工を担当する部署につなぎ、更に工事完了書が出てきた後に顧客との価格交渉、代金の請求及び回収を行うという業務に従事していた。(乙35、証人P1【7ないし11頁、30、31頁】、原告本人【2頁】)イー被告における受注から代金回収までの仕事の流れ
- (ア) 被告における受注から代金回収に至るまでの一般的な仕事の流れは、以下のとおりとなっている(乙35、証人P1【7ないし11頁】、弁論の全趣旨)。 ① 被告営業担当者の受許活動
- 顧客において被告営業担当者に注文・「注文仕様書」提出 被告営業担当者において「見積原稿」作成、被告に提出 被告において「見積原稿」承認 被告営業担当るにおいて「見積書」作成、顧客に提出 競客と被告しる思しないで、「読色数数統統

- 顧客と被告との間において請負契約締結
- 被告において工事の施工
- ※ 日において上書の旭上 ⑧ 工事終了後、被告の施工管理課で工事完了書を作成し、これを被告営業担当者に交付 ⑨ 被告営業担当者において「請求書」及び「受注伝票」を作成し、顧客に対し「請求書」を提出し、被告に対し「受 注任票」を提出
- 被告において売上計上
- 1 被告営業担当者は顧客から請負代金を回収
- (イ) 原告は、前記仕事のうち、①、②、③、⑤、⑥、⑨、⑪を担当していた(乙35、証人P1【7ないし11 頁、30頁】、弁論の全趣旨)。 頁, 30頁】, 弁論の全趣目 ウ 請負代金回収作業の遅滞
- り 請員れ 並回収作業の建プ (ア) 被告では、各部署ごとの月次の「営業成績表」を作成し、営業担当者の営業成績の管理を行うとともに、各部署の担当者にもこれを交付し、かつ、必要な指示を与えることによって、請負代金回収の促進を図ってきた。特に、被告東京本社営業1部においては、従来からの取扱いとして、月次の「営業成績表」の中で工事完了から1年以上未入金となっている案件及び同6か月以上未入金となっている案件をマーキングした上、そのマーキングした「営業成績表」を各部署の担当者に交付することにより、請負代金回収に向けた更なる奮起を促してきた。(乙14ないし26、35、証人 P1【11、23頁】)
- 原告の平成13年1月分以降の「営業成績表」は、以下のとおりであり、
- 本が悪く、長期未入金案件の多さが目立っていた(乙14ないし26、弁論の全趣旨)。 ロースの「営業成績表」は、同年2月27日に出来上がった。これによれば、原告の担当案件では 入金案件が27件、そのうち工事完了後1年以上未入金案件が2件、6か月以上未入金案件が17件にのぼった。 ア王樫申)。 これによれば,原告の担当案件では,未 14)
- b 平成13年2月分の「営業成績表」は、同年3月23日に出来上がった。これによれば、原告の担当案件では、 入金案件が23件、そのうち工事完了後1年以上未入金案件が2件、6か月以上未入金案件が18件にのぼった。 15)
- が、アモの提出で済ました(未務部も了解)。「00円もの条件が平成するようだ。 反に工事が光成することはないことから、P2専務は、原告に対し、今後、このような取扱いをしないように注意をした。(乙16、証人P1【12、13、16、37頁】、弁論の全趣旨) d 平成13年4月分の「営業成績表」は、同年6月7日に出来上がった。これによれば、原告の担当案件では、未入金案件が124件、そのうち工事完了後1年以上未入金案件が5件、6か月以上未入金案件が15件にのぼった。(乙
- 17)
- 平成13年5月分の「営業成績表」は、同年6月25日に出来上がった。これによれば、原告の担当案件では、エ 事完了後2年以上未入金案件が2件,1年以上未入金案件が5件,6か月以上未入金案件が9件にのぼった。(乙1 8)
- f 平成13年6月分の「営業成績表」は、同年7月30日に出来上がった。これによれば、原告の担当案件では、工事完了後2年以上未入金案件が2件、1年以上未入金案件が7件、6か月以上未入金案件が5件にのぼった。(乙1 9)
- 平成13年7月分の「営業成績表」は、同年8月23日に出来上がった。これによれば、原告の担当案件では、エ 事完了後2年以上未入金案件が2件,1年以上未入金案件が8件,6か月以上未入金案件が3件にのぼった。(乙2 0)
- 平成13年8月分の「営業成績表」は、同年9月21日に出来上がったが、同年7月分とほぼ同様の状況であっ h
- た。(乙21) i 平成13年9月分の「営業成績表」は、同年10月18日に出来上がった。これによれば、原告の担当案件では、 未入金案件が100件、そのうち工事完了後2年以上未入金案件が1件、1年以上未入金案件が8件、6か月以上未入 金案件が69件にのぼった。6か月以上未入金の案件は、平成13年3月に工事完了として計上した案件100件のう ち回収ができていない案件であり、約7割も回収できていないというのはかなり異常な未回収率の数値であった。(乙 弁論の全趣旨)

- 被告の対応等
- 被告では過去にも営業職員が顧客に対し請求書を提出するのを失念し、顧客からの債権回収が不能になったと

して従業員を懲戒解雇したことがあった。すなわち、営業経験約20年の被告従業員であったP4は、東京本社営業1部営業1課、被告の支店に在職中、顧客に対し請求書を交付していなかったことから顧客先からの債権回収不能になったとして、平成11年5月ころ、被告から懲戒解雇の処分を受けた。(甲13、弁論の全趣旨)(イ) 被告では、前記(ア)の事件もあってか、平成13年当時は「営業成績表」で各従業員の請負代金の回収状況を管理していた。前記ウでみてきたとおり、原告の請負代金回収状況は悪かったことから、原告の上司であるP1部長は、原告に対し、長期未回収案件の回収を督促し、回収が遅れている原因と今後の見通しを聞いた。これに対し、原告は、顧客先との価格交渉中である等、いろいろ弁明した。これに対し、P1部長は、平成13年12月ころまでは、原告に対し、それ以上の指導等は行わず、長期未回収案件については、回収できないのであれば、自腹を切るように述べるなどしたが、原告はこれには従わなかった。(乙14ないし26、35、証人P1【23、33、34、56頁】、原告本人【9、10頁】、弁論の全趣旨)

るなとしたか、原告はこれには使わなかった。(と14ないし26、35、証人P1【23、33、34、56頁】、原告本人【9、10頁】、弁論の全趣旨)
(ウ) 原告が担当していた東京都観光汽船株式会社(以下「観光汽船」という)から、平成13年12月21日ころ、被告に対し、同年9月以降の請求書が出ていないので、年内に出してほしいとの電話連絡があり、少なくとも、被告の取締役であるP3部長はこのことを知らされている。また、原告が担当していた航海訓練所からも、平成13年12月26日、被告に対し、同年9月の修理代金の請求がないので、至急請求書を出してほしいとの電話連絡があり、P1部長はこの事実を知っていた。したがって、被告では、少なくとも、平成13年12月末ころには、原告が担当している顧客先に対し、請求書の提出を怠り、そのことが債権回収の遅れになっているのではないかとの認識を有していたか、認識することができる状況にあった。しかるに、被告のP1部長は、原告に対し、顧客先への請求書の作成交付、債権回収について特段の指示を出した形跡は認められない。(乙13の3及び4、証人P1【57、58頁】、弁論の債権国収について特段の指示を出した形跡は認められない。(乙13の3及び4、証人P1【57、58頁】、弁論の 全趣旨)

(**工**) 1のとおり、平成14年1月25日に同13年12月分の営業成績表が出来上がったが、 (エア 前記) (イア 10) にのり、平成 14年 1月25日に同 13年 12月7の営業成績表が出来上かったが、これをみた P 1 部長は、一向に債権回収の実の上がらない原告の成績をみて、原告に対し、各顧客ごとの未回収理由と今後の見通しを問い質したが、原告は現在価格交渉中であると弁明した。しかし、P 1 部長は、原告の弁明を信じることができず、とりあえず、株式会社アイ・エス・ビー(以下「ISB」という)に出向くので、同社に対する請求書を提出するよう命じたが、原告はこれを提出することができず、P 1 部長は、そのころ、原告が、ISBに対し、請求書を作成交付していないことを知った。(乙25、証人P1【21頁】)
(オ) 前記ウ(イ) m0とおり、平成14年2月25日に同年1月分の営業成績表が出来上がったが、依然として債を同じの内の

(オ) 前記ウ (イ) mのとおり、平成14年2月25日に同年1月分の営業成績表が出来上がったが、依然として債権回収の実の上がらない原告の成績をみたP1部長は、同人において、原告の顧客先を訪問するので、顧客先に対する請求書等を提出するように指示したが、原告はこれを提出することができなかった。そこで、P1部長は、工事番号帳だけを一し、平成14年3月5日、原告の顧客先である決を選択していないよりなれた。(708)第1月81 部長は、前記両社の担当者から、両社は原告から請求書の提出を受けていないといわれた。 (乙26. 証人P1【1 6,22頁】)

とが判明した(乙3,33,35,証人P1【14ないし18頁,29,40頁】,弁論の全趣旨)。
(ア) 原告の被告での仕事内容は、前記アのとおり,請負代金の回収事務だけではなく、請負契約の受注活動,見積、価格交渉等を一人でこなさなければならなかった。殊に、工事完了後、顧客先との価格交渉においては、殆どの音を光から、契約価格の値下げが持ち出され、代金回収は一筋縄でいくものではなかった。また、毎年3月期は、被告らりの決算期と顧客先との決算期が重なることから、原告は一時的に入量な事務を一人でこなさなくてはならなかった。
(証人P1【36,37頁】,原告本人【8頁】,弁論の全趣旨) (イ) また、原告は、平成13年ころには、P1部長から、自分の担当業務以外にも、P1部長の担当で立造船(データノライナー(以下「三井スパーテクノ」という)等の案件や、中も担当するように命じられたことでも紹れ、パーテクノについては、平成13年で入り、高知県漁取)の4案件も担当するように命じられた。ず、ルパーテクノについては、平成13年秋に一ラクリについては、平成13年秋に一ラクリについては、平成13年秋に一ラクリについては、平成13年秋に一方の仕事量は急激に増加した。原告は、三井造船からの要管系統図等を作えなかった。及積書・見積度により、ト系統図、ダクト換算図、給排気ダクトはのよっな仕事をこなすため、午後11年の表にしてもいる。が表に対した。保年18、証人P1【26,31,32頁】、原告は、月1年のような仕事をこなすため、午後11時もも講じなかったことから、原告に、P1からは、しばしば仕事が忙しい旨述べきが、原告が作成を依頼しても応見、「原告は、日間であるとが、原告に、「中18、証人P1【25,33頁】、原告本人【2,17、29頁】)) 原告は、日間のような仕事をしていた。同の対策も講じなかった。原本人の話すまま提出の時機を失したり、失念したりし、「一方の音ないの語ままままり、「一方の音ないの語言求書を出となった。「中18、証前記のような仕事をしているうち、平成13年11月ころ。胸部を痛及の記言求書をいるに、「中18、証別の主ないのと表に対することができないこと及び決算期の繁忙等も重なり、胸を先の言う月)、弁面の全趣旨)

頁】, 弁論の全趣旨) (オ) 原告は、週

頁】、弁論の全趣旨)
(オ) 原告は、週明けの平成14年3月11日、電話で有給休暇を取りたい旨申し入れたところ、P1部長からは出社するようにいわれた。しかし、原告は、症状が思わしくないため、そのまま欠勤した。原告は、症状が思わしくないため翌12日も休み、13日に横浜南共済病院を訪れ診察を受けたところ、仕事上のストレスによる冠状動脈不全狭心症(冠攣縮性狭心症)に罹患しており、同年4月22日まで自宅療養を要するとの診断が下された。原告は、上記診断に従って自宅療養のため有給休暇をとったが、平成14年3月30日、重篤な狭心症の発作に見舞われ、緊急入院の上、同年4月2日まで集中治療室で治療を受けた。原告は、平成14年4月3日に一応退院したものの、右上動脈部痙攣・鼻血出血等の症状はなお続いていたため自宅療養を続け、症状がやや軽快した同年5月13日から被告に出社した。(甲3の1ないし7,同4,17,18,乙9の2,同32の3の2,証人P1【14頁】、原告本人【5頁、10ないし13頁】)カー原告欠勤中の被告の対応、債権回収作業等(ア) 被告では、原告が平成14年3月11日から病気で出社しなかったため、従業員10名が手分けして原告の机にあったと、原告が平成14年3月11日から病気で出社しなかったため、従業員10名が手分けして原告の机にあり、原告は、別表記載のとおり、顧客先に対する請負代金回収作業にとりかかった。その結果、前記エ(カ)のとに対しては売上げを計上しながら、顧客先18社に対し、153件、金額にして2134万1500円について、被告に対しては売上げを計上しながら、顧客先には請求書を提出していないことが判明した。(乙3,8,33,証人P1【18頁】)

【18頁】)

(イ) P1部長らは、作成した請求書を持参して、原告の顧客先を回り、債権の回収に当たったが、支払に応じてくれる会社もあれば、支払に応じてくれない会社もあった。 大口の顧客先をみてみると、観光汽船に対する平成12年度の請求書未提出は24案件310万0125円、同13

年度のそれは11案件330万8550円であったが、観光汽船の担当者は、同12年度の請求分についてはこんな古いものは支払えないとの態度をとり、同13年度の請求分については約1割の値引きを要求し、結局、同12年度が3分の2を減額した100万円、同13年度分は約1割を減額した300万円を支払うことで合意した。なお、被告は、法的には、減額する必要はなかったが、請求書を提出していなかったこと、施工後の価格交渉で1割の範囲での値引きはこれまで許容していたこと、今後の取引関係を考慮して、大幅な値引に応じた。 1 SBに対する平成12年度の請求書未提出は14案件296万3100円、同13年度のそれは16案件197万 るためには修正申告が必要であるところ決算終了後の修正は困難であること、株主への説明も必要であり基本的には支払に応じられないが、同13年度分は決算が同年6月なので支払を検討するとの態度を示した。被告は、法的には減乏があることが、1 SBが会社更生手続中の会社であること、株主への説明も必要であり基本的には減乏払に応じられないが、同13年度分は約3分の2を減額した100万円の支払で合意をした。また、1 SBは、平成13年度分については、工事契約の確認がとれるものが約161万であるところ、2割の値引きを要求し、被告はこれを受け入れ、130万円を支払うことで合意した。 株式会社ポートサービス(以下「ポートサービス」という)に対する平成12年3月以前の請求書未提出は1案件1万5750円、同12年度のそれは19案件198万2400円、同13年度のそれは13案件156万4600円にあったが、ポートサービスの担当者は、同12年度の請求分は決算が終了していたため同13年度分として138万8100円を支払い、同13年度分の156万4600円は満額に近い150万3700円を可14年度分として支払う

あったが、ポートサービスの担当者は、同12年度の請求分は決算が終了していたため同13年度分として138万8100円を支払い、同13年度分の156万4600円は満額に近い150万3700円を同14年度分として支払う旨提示し、被告もこれに応じた。また、被告は、平成12年3月以前の請求書未提出分である、ポートサービスに対する1案件1万5750円、横京ヨット株式会社に対する2案件15万7500円、墨田川造船株式会社に対する1案件68万4750円、東京シャービス株式会社に対する4案件66万1500円、東京汽船株式会社に対する1案件2万1000円に対する請求 断念した。(乙3、4の1及び2の各1、2、同5の1、同5の2及び3の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同7の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同7の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同7の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同6の1及び2の各1、2、同501、同502及び3の各1、2、同601及び2の各1、2、同501、同502及び3の各1、2、同601及び2の各1、2、同701及び2の各1、2、同8、弁論の全趣旨)。

(オ) 原告は、平成14年5月13日から、再び被告に出社した。P2専務及びP1部長は、原告が出社するや、同人を別室に呼び、同人の顧客に対する請求書未提出により被告は813万9675円の損害を被ったこと、原告はどのようか形で責任をとるのか、退職金で相殺するつもりがあるのかなど原告の責任を追及した。被告は、原告をP2専務付課長(所属は東京業務部扱い)として働くように命じた。しかるに、原告は、翌14日には、元の職場である営業第一部のP1部長に呼び出され、P2専務も了解済みであるとして、P1部長からまたしても大量の官公庁向け各種船見(カ) 原告は、狭心症であるのに過重な業務を命じる故告の態度、退職金で債権回収不能額の相殺を迫る被告の態度等から、このまま被告に勤務していると自己の健康のみな信息でできなくなった。そこで、原告は被告を退社することを決意し、不成14年5月31日、被告に対し、有給休暇の残余を消化した後の同年6月10日付で退社する旨の退職届を提出した(甲7、18、原告本人【1、15頁】、弁論の全趣旨)。これに対し、被告は、平成14年6月6日、原告に対し、「在職中、売掛金の早期回収・滞留売掛金の処理促進について、再三注意を受けていたにもかかわらずに実行せず、多大な損害を会社に与えたと同時に、会社の信用を著しく失墜した」として本件就業規則94条2号に該当することを理由に、同日をもって懲戒解雇とする旨の意思表示をした(甲8)。

甲8)

中8)。 キ 原告の功績、処分歴、本件での関係者の処分等 (ア) 原告は勤続30年3か月の従業員であったところ、在職中は空調関係の仕事で功績もあり、平成13年から約1年間で受注高1億円にものぼる成果を上げていた。また、原告は、被告在籍中懲戒処分は一度も受けておらず、今回も、P1部長から、営業成績表等に基づき請負代金の回収率が悪く、長期未回収案件を解消するようにいわれていたものの、解消することができない場合には解雇のおそれがあることまでは告げられていなかった。(証人P1【50、60頁】、原告本人【14頁】、弁論の全趣旨) (イ) 原告が懲戒解雇されることなく被告を退職した場合の本件退職金の額は前記のとおり1302万0889円であるところ、原告が原因で債権回収不能になったと主張する被告の損害額は本件退職金の額を下回る813万9675円である。しかも、被告は、前記債権回収不能が判明した後も原告を懲戒解雇するとの態度をとらず、任意に退職同けを出るで債権回収不能額を弁済するよう要求していた。被告が本件懲戒解雇に及んだのは、原告が退職届けを出したの退職金で債権回収不能額を弁済するよう要求していた。被告が本件債権回収不能の事態が発生したのは、一人原のみの責任ではなく、直属の上司であるP1部長の発表を経過して処分されたのは、原告一人であり、本件懲戒解雇処分直後ころ、P1部長は常務取締役に、P2専務は代表取締役社長にそれぞれ昇進している。(乙35、証人P1【1、49、50頁】、原告本人【14頁】、弁論の全趣旨)

(2) 争点1(本件懲戒解雇の有効性)についての当裁判所の判断 ア 被告は、原告がその担当する顧客先18社、153案件、合計2134万1500円について請求書を作成交付す ることを怠ったため、813万9675円が回収不能になったことを踏まえ、当該事実は「再三注意したにも拘わらず 業務に対する熱意誠意がなく怠慢な者」に当たり、懲戒解雇が相当であると主張する。

イ 確かに、前記(1)によれば、原告には被告の主張する顧客先への請求書未提出行為が存在する。しかし、前記(1)で認定した事実によれば、①請求書未提出が発生したのは、原告に対する平成13年秋以降の過重な労働環境にも一因があること、②債権回収不能額はそのすべてが原告の請求書未提出と相当因果関係があるわけではないこと、すなわち、債権回収不能額の約1割は価格交渉での通常の値引額と考えられること、被告は法的には顧客先に対し債権回収不能額と主張する債権について支払を請求することができたのに、今後の取引関係への影響等を考えて値引きに応じたことも債権回収不能の一因になっていること、③原告は被告の従業員として30年3か月働き、その間一度も懲戒処分を受けたことがなく、平成13年から約1年間で1億円もの受注高をあげていること、④原告が退職した場合の本件退職金額は被告の主張する債権回収不能額を約500万円も上回る額であること、⑥被告では平成11年にも今との事件が起きているのに、再発防止に適切なり、日本の事実の責任でもあるのに、これらの上司は何らの処分もなり、かえって昇進していること等の事実が認められ、これらの事実に照らすと、被告の主張する情に当たのより、事実をもって、「再三注意したにも拘わらず業務に対する熱意誠意がなく怠慢な者」に当たると評価することは困難であり、少なくとも、懲戒解雇権の濫用であるというべきであり、被告の本件懲戒解雇が有効であるとの主張は採用することができない。 ことができない。 小括

び上の判断に、争いのない事実等(4)を併せ考慮すると、原告は、被告を退職し、被告に対し、本件退職金として、合計1302万0889円(781万2083円+520万8806円=1302万0889円)の支払を請求する権利を有しているというべきである。

で大きない。 13 0 2 2 0 7 0 8 8 9 円 で 13 0 2 2 0 7 0 8 8 9 円 で 2 0 7 0 8 8 9 円 で 2 0 7 0 8 8 9 円 で 2 0 7 0 8 8 9 円 で 2 0 7 0 8 8 9 円 で 2 0 7 0 8 8 9 円 で 2 0 7 0 8 8 9 円 で 2 0 7 0 8 8 9 円 で 2 7 0 8 8 0 9 円 で 2 8 9 月 で 2 8 9

がないというべきである。

(4)

) 争点3(被告から原告に対する慰謝料請求の成否)についての当裁判所の判断 原告は,被告に対し,退職を余儀なくされたこと等により多大な精神的損害を被ったとして300万円の慰謝料請 求をしている

求をしている。 イ 原告が被告を退職するに至った経緯、本件懲戒解雇の有効性の有無については、前記(1), (2)で認定したとおりであり、これらの事実及び弁論の全趣旨によれば、① 被告は、懲戒解雇事由が存在しないのに、本件退職金の支払を免れるため、原告を懲戒解雇に処し、同人はこれにより精神的苦痛を味わったこと、② 被告は原告に対し同人の意思を無視して退職金で債権回収が不能になった債権を弁済(相殺)するよう要求したこと(労働基準法違反), ③ 原告は狭心症に罹患し、被告も原告の主治医から原告の病態からみて同人に対しては狭心症として対応するのが現実的であるといわれたにもかかわらず、原告が出社するや、従前と同様の大量の官公庁向け各種船見積書・仕様書・見積原稿等を短期間に作成するよう命じたこと、④ その結果、原告は、このまま被告に勤務していると自己の健康のみならず生命もが侵害される虞れがあると考え、30年以上も勤務した被告を退職すること余儀なくされ多大な精神的損害をでもが侵害される虞れがあると考え、30年以上も勤務した被告を退職すること余儀なくされ多大な精神的損害を被ったこと等が認められ、これらの事実に照らすと、被告の原告に対する前記各行為は違法と評価することができ、たこと等が認められ、これらの事実に照らすと、被告の原告に対する前記各行為は違法と評価することができ、れを慰するといば、被告に200万円の支払を命じるのが相当であり、当該判断を覆すに足りる証拠は存在しない。 いというべきである。

2 争点4(営業活動経費の請求の成否)について (1) 原告は、被告に対し、平成13年度における営業活動経費として2万9525円の未精算金があるとしてその支払を請求する。他方、被告は、原告に対し、平成12年度の営業活動経費の仮払金が精算されていないとして弁済済みの一部を控除した24万0640円、同13年度のそれとして57万5900円の返還を請求するので、その成否に ついて判断する。

ついて判断する。
(2) 被告における営業活動経費の取扱い
被告においては、従業員の営業活動経費は、各年度ごとに予め一定額を各従業員に仮払しておき、各従業員は後に実際にかかった経費につき領収証を添えて当該年度内に精算する取扱いになっている。かかる精算を行わない場合、実際には経費がかからなかったこととして、当該従業員は既受領の仮払金を返還しなければならないとされている。なお、その場合、被告は、会計上は短期貸付金として処理していた。(当事者間に争いがない)
(3) 平成12年度の営業活動経費
被告は、原告に対し、平成12年度の営業活動経費として56万5640円を仮払したこと、原告は同年度内に前記仮払金の精算をせず、被告に対し仮払金56万5640円の支払義務のあることを認めたこと、原告は被告に対し前記56万5640円のうち一部である32万5000円を返済していることはいずれも当事者間に争いがない。そうだとすると、被告は、原告に対し、平成12年度の営業活動経費の仮払金24万0640円(56万5640円-32万5000円=24万0640円)の返還請求権を有しているということになる。

平成13年度の営業活動経費 (4)

・ 被告は、原告に対し、平成13年度の営業活動経費として57万5900円を仮払したが、原告は当該年度内に前記仮払金の精算をしなかったことは当事者間に争いがない。

及公正の情景でしながったことは当事有間に事いがない。 ところで、前記1(1)で認定したとおり、原告は平成13年3月11日以降狭心症により被告に出社することができなったことが認められる。したがって、原告が被告に出社した平成14年5月に、真に営業活動経費として被告から受領した仮払金を上回る額を支出したことを証する領収書等を提出したならば、原告の請求は認容する余地があるが、本件全証拠を検討するも、原告は平成13年度に営業活動経費として支出したことを証する領収書等を提出していな

い。 以上によれば, 一世半活動 。 以上によれば、平成13年度に営業活動経費として支出したことを証するに足りる領収書等のない本件にあっては、 原告の営業活動経費の未精算額の支払請求は理由がなく、逆に、被告の原告に対する仮払金57万5900円の返還請 求は理由があるということになる。

5) 小括 以上によれば, 以上によれば、原告の被告に対する営業活動経費の未精算額の請求は理由がなく、逆に、被告の原告に対する営業活動経費の仮払額81万6540円(56万5640円+57万5900円-32万5000円=81万6540円)の 返還請求はすべて理由があるということになる。
3 争点5(平成14年度夏季買与の支払請求権の成否)について

- ・ 原告は、被告に対し、平成14年度夏季の賞与48万円が支払われていないとして、その支払を請求するのその成否について判断する。 (1)
- で、その成合について判断する。 (2) 賞与は、一定期間の勤務の全体を評価して毎月1回以上支給する通常の給与に加えて支払われるものであること、賞与は就業規則によって支払が保障されているものではなく、労使交渉又は使用者の決定によって算定基準・方法が定まり、算定に必要な成績査定を経て決まるものであること等を考慮すると、賞与請求権は、被告において人事考課査定をし、個々人の支給額を決定したときに具体的請求権として発生するものであると解するのが相当である。これを本件についてみるに、本件全証拠を検討するも、原告が被告を退職した日である平成14年6月10日の時点で、被告において原告の人事査定を終え、その賞与支給額が確定していたと認めるに足りる証拠は存在しない。そうすると、原告は、平成14年度夏季の賞与語求権が発生する前に、被告を退職しており、同年度夏季の賞与請求権をある。
- 平成14年度夏季賞与については、被告労働組合との交渉が長期化したため、管理職に対して、 イ 被告は、平成14年度夏季賞与については、被告労働組合との交渉が長期化したため、管理職に対して、組合員に 先駆けて平成14年8月8日に同年度夏季賞与を支払った。また、被告は、平成14年10月8日、被告労働組合との 間で、同年度夏季賞与について、組合員に対し組合員平均基準内賃金の0.8か月分を支払うことで妥結し、同月11 日に、組合員に対し、前記基準に従って同年度夏季賞与を支給した。 ウ 被告は組合との間で、平成14年度夏季賞与に関し、支給対象者は妥結日現在の在籍者であるとの協定を締結し た。また、被告は、管理者についても、支給日現在(平成14年8月8日)の在籍者を支給対象者とした。 エ ところで、原告は、退職日(平成14年6月10日)当時、東京本社営業1部営業3課長という管理職の地位にあったところ、前記ウによれば、平成14年8月8日には被告に在籍しておらず、同年度夏季賞与支給の対象者とはなっていない。 オ 以上によれば、原告は、平成14年度夏季の営与支給対象者となっておらず、原生は、独生に対し、原生度

- 以上によれば、原告は、平成14年度夏季の賞与支給対象者となっておらず、原告は、被告に対し、同年度夏季の 賞与支払請求権を有していないというべきである。

小括

- 以上によれば、いずれの観点からも、原告は被告に対し平成14年度夏季の賞与請求権を有しておらず、この点の原 告の請求は理由がない。
- 争点6 (給与カット分の請求の成否)について) 原告は、被告に対し、平成13年度1年間の給与カット分28万9200円の支払を請求するので、その成否 (1)
- 照は20刀9200円でめったことが認められる。 (3) ところで、弁論の全趣旨によれば、被告では、過去においてカットした管理職の給与を、翌年8月に支給したこともあったが、そのような労働慣行があったとまで認めるに足りる証拠は存在しない。そして、本件全証拠を検討するも、被告において、平成14年8月に、カットした管理職の同13年度1年分の本給積算額を支給したと認めるに足りる証拠はない。
- (4) なく理由がない。
- なく埋田がない。 5 遅延損害金等について (1) 前記争いのない事実等(5)及び前記1によれば、原告は、被告に対し、退職に伴い本件退職金1302万0 889円の支払請求を有しているところ、その支払を平成14年6月17日に請求している。そうだとすると、原告 は、被告に対し、1302万0889円及びこれに対する請求の日の翌日である平成14年6月18日から支払済みま で商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払請求権を有していることになる。また、前記1によれば、原告 は、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料として200万円及びこれに対する不法行為の後であり請求のあった本訴 状送達の日の翌日である。

状送達の日の翌日である平成14年9月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権を有していることになる。 以上によれば、原告は、被告に対し、1502万0889円及び内金1302万0889円に対する平成14年6月18日から支払済みまで年6分の割合、内金200万円に対する同年9月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払請求権を有しているが、その余の請求部分は理由がない。 (2) 前記1及び2によれば、被告は、原告に対し、損害賠償請求権及び営業活動経費仮払金返還請求権として合計281万6540円(200万円+81万6540円=281万6540円)の支払請求権及びこれに対する反訴状送達の日の翌日である平成14年11月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権を有しているが、その余の請求部分は理由がない。 6 結論

以上によれば、原告の本訴請求のうち、被告に対し、1502万0889円及び内金1302万0889円に対する平成14年6月18日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金、内金200万円に対する同年9月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の各支払を求める限度で理由があるのでこれを認容し、その余の部分はいずれも理由がないのでこれを棄却することにする。また、被告の反訴請求のうち、原告に対し、281万6540円及び

これに対する平成14年11月30日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるのでこれを認容し、その余の部分は理由がないのでこれを棄却することにする。 東京地方裁判所民事第36部 裁判官 難波孝一